

# 『史記』『漢書』の「書」「志」「志」について

——名称をめぐる瑣考——

内山直樹

はじめに

『史記』『漢書』の「書」「志」については、制度史・文化史・分類史（テーマ史）等々、さまざまに性格づけられるが、要するに司馬遷や班固が彼らの住む世界をどのような秩序のもとに捉えていたかを示すものと見て差し支えなからう。章学誠は、『馬班書志』が、『管子』『呂氏春秋』『淮南子』の一部の篇にも似て、制度を題材としつつも「心裁」を用い、「一家之言」を成している点に注意を促しているが<sup>1</sup>、してみればそこには司馬遷・班固の抱く世界観の相違が集約的に現れているはずで、それゆえ両者の比較はこれまで多少なからぬ研究者の注意を引いてきた<sup>2</sup>。なかでも戸川芳郎『漢書の志・表』は、『史記』八書から『漢書』十志への改編の意味、そこに託された班固の史観を縦横に論じて、間然するところがない<sup>3</sup>。

小稿は、それら先行研究へのささやかな補遺として草したものである。両者の比較において、真つ先に目につくのは名称の相違だが、そもそも「書」「志」という部門名が何に由来し、一方から他方への改称が何を意味するかといった点については、これまでやや曖昧にすまされてきた感がある。なるほど内容の検討に比べ皮相な問題との印象は免れまいが、それでも『史記』『漢書』の比較に心を割く者が留意しておくべき論点ではある。全体の書名・個別の篇名の相違にも目を配りつつ、一つの試論を提示したい。

—

『漢書』十志のうち、班固の創案に係るのは刑法・五行・地理・藝文の四志で、残る六志はいずれも『史記』八書の形式を承け継いだものであり、内容的にも多かれ少なかれ襲録の痕が認められる。にもかかわらず、各志の名称にお

いては、どれ一つとして八書の篇名をそのまま留めたものはない。天官書が天文志に<sup>4</sup>、封禪書が郊祀志に、河渠書が溝洫志に、平準書が食貨志にそれぞれ名を変えたのは言わずもがな、襲用と見える礼・樂・曆・曆の四書も、礼・樂志・律曆志に両面合編することで、新意を示している<sup>5</sup>。そればかりではない。総称たる「書」を「志」と呼び換えたこと自体、因循を拒否する姿勢の現れであろう。これについては、劉知幾が、

子長史記、別創八書。孟堅既以漢為書、不可更標書号、改書為志、義在互文。

司馬遷は『史記』中に特に八書の一体を設けた。班固は『漢書』を「書」と名づけた以上、もはや「書」の目を立てるわけにはいかず、「書」を「志」と改めたが、要は同義異名である。(『史通』題目篇)

と述べて以来、しばしばかかる説き方が行われている。しかし、太史公自序に司馬遷みずから「為太史公書」と記すように、『史記』の初名が「太史公書」であったとすれば、上の説き方もそのままでは十分な説得力をもたない。いまま少し敷衍を試みよう。

そもそも「太史公書」といい『漢書』といい、ひとしく「書」と称するものの、その意味は両者でまったく異なっ

ている。「太史公書」は、『漢書』芸文志六芸略春秋類には「太史公百二十篇」と著録され、「書」の一字を刊落している。この「太史公」がただちに書名たりうる理由については、戸川芳郎氏に明快な説がある。

それというのは、書籍の名称について先秦以来そうであるように、個人の著作はおおむね著者の姓名やその尊号をもって、書名にあてている事実があり、「太史公」もその一例にほかならない、ということである<sup>6</sup>。

ゆえに、既述のように『漢書』芸文志では六芸略春秋類に著録されているものの、

本来ならその名称によって、「諸子略」に収まるべき一個の独立した内容の書籍である<sup>7</sup>。

実際、「太史公」のとき命名は、たとえば「太公二百三十七篇」(『漢書』芸文志諸子略道家類)などと比べて選ぶところがない。

ところで、『漢書』芸文志諸子略では、例として著録対象の書物を「某書」と称することはない。しかし、たとえば「孫卿子三十三篇」(儒家類)や「管子八十六篇」(道家類)は、著録の基礎となった劉向の「叙録」においては、それぞれ「孫卿書」「管子書」と呼ばれている。この種の出入はより一般的にも認められるもので、ほかならぬ『史

記』中にも「作孟子七篇」と言ったり「余読孟子書」と言つたりしている（孟子荀卿列伝）。してみれば、かかる一類の書名において「書」字の有無は多分に便宜的であり、「太史公書」もその例に漏れないとするのが自然である。ここでの「書」は書名であることを示す接尾辞にすぎず、その背後には何らの微意も認められない。司馬遷が大名と小名における「書」字の重複を意に介さなかつた所以であろう。

これを、朝代名にやはり一「書」字を加えて書名とした『漢書』と比較する時、そこには見かけ以上の大きな隔たりがある。まずは班固自身の言を聞こう。もとより『漢書』という書名は、叙伝下に「以述漢書」とあるように班固の命名に係るが、その上文に撰述の動機を述べて、

固以為唐虞三代、詩書所及、世有典籍。故雖堯舜之盛、必有典謨之篇、然後揚名於後世、冠德於百王。

私が思うに、唐・虞・夏・殷・周の時代は『詩』『書』に謳われ、代々經典が存在する。だから堯・舜の盛世といえども、二典三謨の諸篇がそれを伝えればこそ、その名が後々まで称揚され、その徳が万世に冠絶することとなつたのである。

と言っている。これを承けて劉知幾は、

昔虞夏之典、商周之誥、孔子所撰、皆謂之書。夫以書為名、亦稽古之偉稱。

かつて虞・夏の諸典や商・周の諸誥は、孔子によって編集され、いずれも「書」と呼ばれた。『漢書』を「書」と名づけたのも、やはり古の偉大な書名に鑑みたものである。〔史通〕六家篇「漢書家」条

と明言している。いま、『尚書』堯典の巻首を見るに、「堯典第一」の次、一般に大題の記されるべき場所に「虞書」とあり、正義に「此直言虞書、本無尚書之題也」と言う。もちろん漢代において「書」「尚書」の称はめずらしくないが、それとならんで「虞書」「夏書」等々と呼ぶこともごく普通に行われた。さすれば『漢書』とは、虞書・夏書・商書・周書の後を承ける、もう一つの「書」にほかならない。その書名には、前漢一代を扱う断代史という周知の事情に加え、それを『尚書』諸科の保証する正統の王朝交替史に組み入れるという、より深長な意味が込められているのであり、それは「書」の一字にこそ体现されている。小名における「書」の僭称が決して許されないのも道理であろう。

以上、一言でまとめれば、「太史公書」の名は諸子に近く、『漢書』の名は『尚書』に連なる。そしてこのことが、双

方の書名に含まれる「書」字の重みに決定的な差をもたらすのである。それは「太史公書」においては付加成分にすぎないが、『漢書』においてはアイデンティティの所在である。<sup>12</sup>ゆえに、小名における「書」字の重出は、前者においては何らの撞着も来たさないが、後者においては忌避すべきこととなる。

とすれば、次に問題となるのは、「書」に代わる称として、班固がなぜとりたてて「志」を選んだかという点である。これについては、すでに見たように劉知幾は「義在互文」と断じていた。実際、「書」「志」二字が時として対応関係に立つことは、『周礼』春官外史職に「掌四方之志、掌三皇五帝之書」とあるのによっても知られるし、また『左伝』に見える「周志」（文公二年伝）「仲虺之志」（襄公三十年伝）の称も、文献の名として「志」「書」二字が互換可能であることを示唆している。<sup>13</sup>

劉知幾はまた、『史通』書志篇において、「原夫司馬遷曰書、班固曰志、蔡邕曰意」云々と歴代書志の名称の変遷をたどり、「名目雖異、体統不殊」と結論づけている。蔡邕の「意」については、『後漢書』列伝第五十下蔡邕伝に、

邕前在東觀、与盧植、韓說等撰補後漢記。（中略）奏其所著十意。

蔡邕はかつて東觀において盧植・韓說等とともに『後漢記』の補撰に従事した。（中略）自身の撰した「十意」を奏進した。

とあり、李賢は「猶前書十志也」とする。ここで蔡邕が「志」を「意」と改めた理由は、桓帝の諱を避けてのことらしい。<sup>14</sup>『後漢書』孝桓帝紀「諱志」注に「志之字曰意」と言うように、それは固定した代字だが、要するに同義互訓の字を用いたもので、まさしく「義在互文」と言える。

かかる厳密な意味での避諱とは事情が異なるとはいえ、班固の場合も、『漢書』の書名に含まれる「書」字を避け、単純に同義異名の「志」字をもって置き換えたまでだとし、不可はなかに見える。

しかし、結論を急ぐべきではない。以上の問題は、そもそも司馬遷がなぜ八書に「書」の称を与えたかといういま一つの問題と、密接に関連する。それは「太史公書」という場合の「書」字とはまた別の用意に出るものであろう。この二つの問題を議論するためには、いささか迂回路をたどり、「書」「志」のさらに下位項目をなす個々の篇名の異同について概観しておくことがかえって近便である。それにより別の方向から問題を捉えなおすことができよう。

『史記』八書が、相当する『漢書』の各志に至って改名を被ったあらまは前章冒頭に示したとおりだが、実のところ、その改名の理由にはことさら解釈を要しないものが多い。もっとも見易いのは食貨志の場合で、開卷ただちに「洪範八政、一曰食、二曰貨」との明文がある。同様に郊祀志の冒頭にも「洪範八政、三曰祀」とあり、漢代礼制の一大問題である郊祀の議論に巧みに典故を忍びこませている。かく二志は『尚書』の嫡子たる『漢書』の面目を遺憾なく示すものといえるが、それと同時に、その前身に当たる『史記』の二書が、武帝期における平準官の設置と封禪礼の挙行（ともに元封元年、前一〇）という、あまりに<sup>15</sup>当世的な話柄を題に掲げることへの異議を表明していてもい

る。<sup>15</sup> 同じことが他の二書についても言え、河渠書の場合、その論贊に、

余従負薪塞宣房、悲瓠子之詩而作河渠書。

私も天子に随行し、柴を背負つて宣房の堤を塞いだ一人である。瓠子の歌に感ずるところあつて、河渠書を作る。

と明言するように、翌元封二年の瓠子の治水工事に起稿の動機を發し、かつ本文中にその成果を「道河北行二渠、復禹旧迹（黄河の水を北向きの二条の掘割へと導き、禹の治水後の状態に復した）」と述べる<sup>16</sup>。それを承けての命名であり、ゆえにその意味は「河と渠」ではなく「河の渠」であると<sup>17</sup>する岡崎文夫の説にしたがうべきであろう。天官書に至っては、太史公自序に「太史公学天官於唐都」「太史公既掌天官、不治民」「余先周室之太史也。自上世嘗顯功名於虞夏、典天官事」などあるように、談・遷父子の任じた太史令の職事をもつて篇名としたものである。

それにひきかえ『漢書』で溝洫志としたのは、宋の黄履翁の指摘するように、孔子が禹の事蹟を称えた「尽力乎溝洫」（『論語』泰伯篇）の語にもとづき<sup>18</sup>、また天文志の方は、地理志とともに、当然にも『周易』繫辭上伝の「仰以觀於天文、俯以察於地理」によつていよう。

このように、総じて『史記』における命名は作者の当面的問題意識を率直に反映したものとなつており、『漢書』はそれらを逐一經書に根拠のある名称によつて置き換へている。畢竟、ここにも班固のいわゆる經学的史観の表出が<sup>19</sup>確認されるわけである。

ところで、以上のように断代史たる『漢書』に尚古的傾

向が強く、反対に通史たる『史記』に同時代的関心が顕著に認められるのは、一見逆説的に映るが、実はそうではない。『漢書』を断代史と見るなら、遠く上古以来の沿革を叙述する十志は、そもそも過剰な存在である。劉知幾はこの点を捉え、断限を破るものと厳しく指弾しているが、裏を返せば、そこにこそ紀伝とは異なる十志の本領が存すると言える。

ここで前章に保留しておいた問題に戻ろう。はたして十志の「志」は八書の「書」の単純な言い換えにすぎないのか。「志」について、顔師古は、

志、記也。積記其事也。春秋左氏伝曰、前志有之。

(律曆志上篇題注)

と言う。「前志有之」の語は『左伝』文公六年および成公十五年の伝に見え、ともに古言・古記の類からの引用句に冠せられている。単に「志」と呼ばれる場合も多い。『国語』楚語上に、申叔時が太子教育について述べた語として「教之故志、使知廢興者而戒懼焉」とあるのも同種のもので、韋昭は「故志、謂所記前世成敗之書」とする。さらには『呂氏春秋』孟春紀費公篇に「嘗試觀於上志、有得天下者衆矣。其得之以公、其失之必以偏」とあるが、これなどまさに上引の韋昭の注を裏書きするかのごとくである。

とすれば、顔師古がここで「前志」を引き合いに出した意図は、前世の遺事を集め記して後世の鑑とするというその性格を、十志にも認めようというのであろう。現に班固自身の撰述意図を披瀝した諸志の小序(『漢書』叙伝下)を一瞥すれば、「揚推古今」(食貨志)「瞻前顧後」(郊祀志)「覽古考新」(天文志)「告往知來」(五行志)等々の語が目につれ、顔氏の説は決定的外れとは言えない。

ここから、上引の顔注の前半、「積記其事」の語に目を戻せば、それは諸志の記事の古今にわたる累積性を言うものと理解される。ここで顔師古が「積」の一字を加えたのは、必ずしも場当たりの「増字解経」とは限らない。

「志」字には時として「蓄藏」の語感がともなう。それはこの字が「記録」より「記憶」の意に用いられた場合に一層顕著だが、たとえば『周易』大畜卦大象の「君子以多志前言往行、以畜其德(君子は先人の言行を多く記憶し、それによつて己の徳を蓄える)」、また『荀子』解蔽篇の「志也者、臧也(記憶とは貯藏物である)」などの言に窺うことができる。ほかならぬ班固自身、溝洫志贊において、同篇撰述の意図を次のように述べている。

孔子曰、多聞而志之、知之次也。国之利害、故備論其事。

孔子は「多くのことを聞いて記憶していれば、生まれ

ながらの知者に次ぐものである」と言われた。国家の利害にかかわるがゆえに、この主題を収載する。<sup>23</sup>

「孔子曰」云々は『論語』述而篇からの引用で、<sup>24</sup> 文脈からすれば、「志」字はあるいは「記録する」と解釈すべきかもしれないが、いずれにせよ、旧聞を積聚した点に溝洫志の価値を認めたものであろう。

以上、顔注に導かれつつ議論を進めてきたが、いまや一つの示唆が得られたように思われる。すなわち、班固による「志」の称の採用には、先行する「書」の称に代替可能なものを選んだという消極的な理由に加え、『漢書』における十志の位置づけにかかわる、より積極的な理由もあったのではないか。換言すれば、一断代史中において、古今を通観するというその性格に、「志」の称がもつとも適合すると判断されたのではないか。後に鄭樵は自身の著した通史を『通志』と名づけ、うち書志に相当する部門に「略」の名を与えた。その理由を説いて、

諸史謂之志、然志者古史之名。今改曰略、略者舉其大綱云。  
(氏族略篇題自注)

と云うが、実に十志こそは『漢書』中の古史であり、通史ではないか。

ここにおいて、その『史記』八書との対照性はいよいよ

際立つと考えられる。章を改めて論じよう。<sup>25</sup>

### 三

八書の「書」字についても、さしあたり旧注に手掛かりを求めよう。司馬貞は、

書者、五經六籍総名也。此之八書、記國家大体。

(礼書篇題索隱)

と云う。ここで司馬貞が経書を持ち出すのは故のないことではなく、八書は五体のうちでも経書とのかかわりの浅からぬ一体ではある。しかし、ことさら「総名」と断わるその口吻は、「書」なる名称からだちに『尚書』を連想してしまうことへの警告とも受け取れる。

(7)

実を言えば、司馬貞が「五經六籍」の語によって経書のみを指しているかどうかも疑わしいのであって、『説文』叙の「著於竹帛謂之書」なる定義を引くまでもなく、「書」とは経書のみならず、書かれたもの一般の「総名」である。司馬貞の真意がそこにあるとすれば、上引の索隱は「書」なる名称に特定の由来はないと説いているにひとしい。本紀以下の四体についてことごとくその出自を指摘した趙翼も、ひとり書のみは司馬遷の独創に帰している。<sup>26</sup>

ところで、「書」という名称自体に関するものではない

が、章学誠に興味深い説がある。

書志の起源は『周礼』にある。『史記』では天官書・平準書など、なおも官職をもつて篇名としているが、かかる遺風が他篇に及んでいないのは惜しまれる点である。班固はこの意味に気づかず、「天文」「食貨」のように改めてしまった。告朔が廢れたうゑに顔羊まで除き去られたと言ふべきであらう。<sup>27</sup>

これはその「六経皆史」説にも通じる章氏独自の史観からの立説だが、いま注目したいのは、八書の一部、天官書・平準書などが、官職をもとに名づけられたとする一点である。ここで天官を官名とするのは不正確であり、既述のようにそれは太史令の職事だから、拡大解釈が必要だが、それでもこの説を無視できないのは、たとえば礼書の冒頭近く、「余至大行礼官、觀三代損益」のとき文言を認めるためである。大行官に赴いての調査が礼書の基礎となつてゐるらしい。<sup>28</sup> また封禪書論贊にも、

余從巡祭天地諸神山山川而封禪焉。人壽宮侍祠神語、究觀方士祠官之意。於是退而論次自古以來用事於鬼神者、具見其表裏。

私は天子に随行して天地・諸神・名山・大川の祭祀および封禪の礼に参加した。また寿宮に入つて神託を受

ける儀式に立ち会い、方士・祠官の意図を余すところなく觀察した。そこで帰つて後、古来鬼神につかえた人々の行状を整理し、その表裏両面を残らず示した。とあり、方士や祠官の職事に関する知見から封禪書が生まれたことを説く。

既述のように、『史記』八書はしばしば武帝期の具体的な施策にその執筆の契機を尋ねることができ、それはつまり、それらの施策に携つた関係諸官に材料を仰いだということであらう。<sup>29</sup> ここから八書の「書」と称する所以を推測すれば、それは結局、一般に官府の文書を「書」と呼ぶのと同じ道理ではないか。要するに、当該の施策に関する記録という、ごく普通の意味である。

もとより八書を簿牘の類と同日に談することはできない。上に引いた封禪書論贊の下文にも、

若至俎豆珪幣之詳、献酬之礼、則有司存。

供物の詳細や供応の作法については、おのずから担当官のいることである。

として、事々詳細に記録することに意を用いる役人の書類との違いを強調している。<sup>30</sup> しかし、わざわざこのように述べ立てること自体、両者の同源性を前提としてはいまいか。つまり、特定の職事につき、取るに足らぬ些事を記す

のが諸官の「書」なら、その根本義を剔抉したのが八書である、と。

これはいささか拍子抜けのする解釈かもしれない。しかし、書名や篇名の例に照らしても、八書の「書」字に何か特別な由来、たとえば『尚書』やその他の経書に名を取ったというようなことは、ありそうにない。

実のところ、古今を通観するという意識の点では、『史記』八書は決して『漢書』十志に譲るものではない。太史公自序における諸書の小序に「略協古今之變」(礼書)「比樂書以述來古」(樂書)「作平準書以觀事變」(平準書)等々の語が散見することは、十志の場合と同じである。いわゆる「通古今之變」(報任安書)の意識は、通史たる『史記』のうちでも、八書にとりわけ突出しているのである。ところが、その命名において勝っているのはむしろ同時代的な関心であつた。それは八書中の少なくとも数篇の名に確実に認められるし、おそらく総称たる「書」も同様であろう。よく言われるように、司馬遷は同時代を議するために通史をものしたということであろうか。

とすれば、むしろ八書を十志に改変することで、古来の沿革を叙述するというその役割を前面に押し出したのが、班固であつたとは言えまいか。それにより、経書をも巻き

込んだ一つの連続的な歴史像の構築を目論んだのである。<sup>31)</sup>しかし、その点について論じることとはもはや小稿の任を超えよう。いまは「書」「志」の名称に関し一つの推測を示したことをもって、擱筆したい。

#### おわりに

『史記』『漢書』という大著を前にしながら、小稿はあまりに瑣末な点に拘泥しているとも見えよう。名称の問題など、そもそも言わずもがなのことに属するのかもしれない。しかしながら、この種の事柄が往々にして無頓着な仕方であつて、たえば「太史公書」であれ八書であれ、「書」と名がつけばひとしなみに『尚書』や経書に結びついたり、あるいは名称自体を考慮せず、八書や十志の内容から思い思いに「礼」や「爾雅」を想起したりといった例を遇見するにつけ、いまだし厳格に追究すべき余地を覚える。小稿は、各種の名称に即しつつ、それぞれに固有の背景を探るよう努めたものだが、いざさらな穿鑿に終始したことを懼れる。大方の叱正を乞う次第である。

注

- (1) 『章氏遺書』卷十五「亳州志掌故例議上」。
- (2) 個別の書志に關し岡崎文夫・板野長八等に專論があるほか、『史記』『漢書』の全般的な比較の一環としての成果は枚舉に暇がない。近年、徐日輝『史記八書与中国文化研究』(陝西人民教育出版社、二〇〇〇)、二二二頁以下に、八書に關する研究史が簡潔に整理され、時に十志との比較にも及んでいる。
- (3) 戸川芳郎「漢書の志・表―偶談の余(6)」(『漢文教室』一一二、一九七五)。このほか、『史記』『漢書』の史例に詳しい劉成炳『太史公書知意』『漢書知意』『史學述林』諸書(ともに『推十書』所収)に、小稿は多くを負っている。
- (4) 天文志は班固の存命中には完成しなかつたとされるが『後漢書』列伝第七十四列女曹世叔妻伝、その命名は班固の意に出るものである。
- (5) 司馬貞以來、『史記』には本来「兵書」があつて律書はなく、今本律書は「兵書」が亡んだ後に後人が曆書の一部を割いて補つたものであるとする論者が多い(余嘉錫『太史公書亡篇考』兵書第八、一九四一序、『余嘉錫論學雜著』上冊、中華書局、一九六三、所収を参照)。近年ではさらに歩を進めて、本来の篇目は「兵書」「律曆書」であつたとの見解も示されている(張大可「史記殘欠与補竄考弁」、『史記研究』、甘肅人民出版社、一九八五、華文出版社、二〇〇二、所収)。これらの説によるなら、「兵書」は大幅に
- 姿を変えて刑法志に流れこみ、またひとり「律曆書」のみは同名のまま律曆志に移行したと言わねばならなくなる。しかし、この問題についてはいまだ定解がない。少なくとも『漢書』司馬遷伝は「律書」「曆書」に作り、今本『史記』と同じであることを指摘しておく。なお、礼・樂・律三書の亡欠の問題についても、いまは論じない。
- (6) 「史記の名称―偶談の余(2)」(『漢文教室』一〇六、一九七三)、一三三頁。
- (7) 同上。それにもかかわらず六芸略春秋類に著録されるに至つた経緯については、同論文およびその続篇「芸文志―偶談の余(3)」(『漢文教室』一〇八、一九七三)を参照。
- (8) 錢大昕は、『史記』は『春秋』の後を継ぐもので、『虞氏春秋』『呂氏春秋』の例に倣えば「太史公春秋」とでも稱すべきところ、そうしなかつたのは謙退の意に出るとする(『廿二史考異』卷五「為太史公書」条)。が、これをもって「太史公書」を無媒介に『春秋』に結びつけるのは短絡である。司馬遷に「継春秋」との意識があつたことは太史公自序に明らかだが、一方で十二諸侯年表序には、『漢書』芸文志で諸子略に著録される『虞氏春秋』『呂氏春秋』や、荀卿・孟子・公孫固・韓非の徒まで『春秋』の後継者に数え上げている。錢氏の説がこれに依拠していることは言うまでもない。とすれば、司馬遷にとつて『春秋』と諸子とは連続的であり、「太史公書」もその線上にあると言ふべきである。
- (9) 特に『説文』における『尚書』の引用に著しい。『漢書』

にも稀にながら「虞書」「周書」の称が見える。

(10) つとに劉咸焯は『漢書』の名が「虞夏書」に倣うことを指摘していた(『漢書知意』「漢書」条、『推十書』所収)。

なお、虞・夏二書を合して「虞夏書」とするのは鄭注本『尚書』の体例だが、『尚書』虞書大題正義引鄭序、漢代の實際の用例を見ると、一般に二書を分けている。

(11) かかる正統史観、換言すれば受命説は、その名も「堯典の引伸」を意味する班固の「典引」(『後漢書』列伝第三十下本伝引)に典型的に見て取れる。これについては戸川芳郎、注(3)所掲論文、三五—三六頁を参照。「断代史と受命説との相關關係」についても同箇所指摘されている。なお、「周書」は末尾に蔡謩の一篇を有し、ゆえに實質上は蔡に及ぶものとされるが(内藤湖南「尚書稽疑」、「支那学」一一七、一九二二、『内藤湖南全集』七、筑摩書房、一九七〇、所収)、いまは「周書」という名目のみを問題とする。

(12) 『漢書』高帝紀上「已而有娠」注に引く魏の孟康の言に「漢史身多作娠」とあるように、後世「漢書」を「漢史」と呼ぶことも行われたが、それをもって「書」字の重みを云々することはできない。

(13) 「周志」はおそらく『左伝』中に散見する「周書」と同類の文献であろう。「周志」の引用句とほぼ同文が『逸周書』大匠解第三十七(『史略』には「文匠解」に作る)に見える。「仲虺之志」は『尚書』亡篇中の仲虺之誥に当た

るとされ、『墨子』非命中には「先王之書仲虺之告」と称する。「仲虺之書」と呼ぶことも可能であろう。とはいえず、『左伝』において「志」「書」二字がまったく無差別に用いられているわけではなからう。次章を参照されたい。

(14) 程千帆『史通箋記』(一九六一序、中華書局、一九八〇)書志篇「蔡邕曰意」条。なお、漢代の避諱については、最近年の成果である影山輝國「漢代避諱に関する若干の問題について」(『東洋文化研究所紀要』一四四、二〇〇三)を参照されたいが、蔡邕の「十意」は奏進された關係上、避諱が比較的嚴格に行われたものであろう。

(15) なお、平準書と食貨志、封禪書と郊祀志の間には、名稱の相違に呼応して内容上の相違が存在するが、これについては、それぞれ岡崎文夫「漢書食貨志上に就いて」(『支那学』三十一、一九三三)、および板野長八「史記封禪書と漢書郊祀志」(『岩井博士古稀記念典籍論集』一九六三)を参照。

(16) 「復禹旧迹」は、上文に引く「夏書」に「乃斯二渠以引其河」とあるのを承ける。ただし、そのことは『尚書』禹貢に見えず、言うところの「夏書」の性格は不明である。いずれにせよ、「河渠」の名が『尚書』に典故をもつとすることはできない。佐藤武敏「司馬遷の研究」(汲古書院、一九九七)、四一八—四二二、五九五—五九七頁を参照。

(17) 『司馬遷』(弘文堂、一九四七)、一一九頁。

(18) 黄履翁の説は『漢書評林』に見える。古く応劭は『周礼』考工記匠人職によりつつ「溝、広四尺、深四尺。洫、広深

倍於溝」と説いたが、それは田間の水路のことで河道とは  
かかわらない。これが災いして、後に「溝洫の名は内容に  
合わず、ゆえに後世したがうものがない」（王鳴盛『十七  
史商榷』卷十一・漢書五「志次当改」条）との評も生まれ  
たが、班固の命名の意図はおのずから別のところにあつた。  
(19) 班固の経学的史観については、重澤俊郎「班固の史学」

(「東洋文化の問題」一、一九四九)、特に十志に現れたそれ  
については、戸川芳郎、注(3)所掲論文を参照。

(20) 『史通』断限篇。蔽密に言えば八表を含めた「表志」が  
批判の対象とされている。確かに、有名な古今人表は言わ  
ずもがな、他の諸表の序や、さらには一部の雑伝の序にも  
同様の傾向は認められる。とはいえ、もちろん十志にもつ  
とも甚だしい。

(21) 『左伝』襄公二十五年伝に「仲尼曰、志有之」云々とあり、  
杜預の注に「志、古書」とする。このほか『左伝』に見え  
る「志」は枚挙に暇がない。また『呂氏春秋』不苟論貴当  
篇に「志曰」云々とあり、高誘の注に「志、古記也」とする。

(22) 「志」は王注本では「識」に作る。いま周解本による。

(23) 『備論其事』の「備」は芸文志序「今删其要、以備篇籍」  
の「備」と同じく「そなえる」意であつて、「つがさ」に  
の意ではなからう。

(24) 『論語』述而篇の原文は「多见而識之、知之次也」だが、  
前漢期書写の定州漢墓竹簡本は該句を「多聞而志之、智之  
次也」に作り、ここでの引用句に近い。なお、定州本の性

格については、高橋均「定州漢墓竹簡『論語』試探(三)」  
(『中国文化』五九、二〇〇一)を参照。

(25) 参考までに注記すれば、『漢書』律曆志下所載の劉歆「世  
経」に二度にわたり「漢志」なる文献からの引用が見られる。  
文面からすれば曆譜の類のようだが、小稿の論旨とかわ  
るかどうかはわからない。

(26) 『廿二史札記』卷一「各史例目異同」条。

(27) 『章氏遺書』卷一「礼教」。

(28) 武帝大初元年(前一〇四)、従来の大行令を大鴻臚と改  
称するとともに、その属官の行人を大行令と改称した。「大  
行」はその官署である。また「礼官」は正式な官名ではなく、  
礼を職掌とする官人・官署の通称である。たとえば『漢  
書』平当伝に見える「大行治礼丞」などが、ここでの「大  
行礼官」に相当しよう。

(29) 八書と武帝期の行事および太史令の職事との関係につ  
いては、さしあたり佐藤武敏、注(16)所掲書、二二四―  
二三一、三五五―三六一、四一七―四二二、五八八―六〇〇  
頁の諸所からまとまった印象が得られる。また藤田勝久「司  
馬遷とその時代」(東京大学出版会、二〇〇二)、一九五―  
一九八頁には、八書のすべてが太史令の職事にかかわると  
の指摘がある。

(30) 『論語』泰伯篇「簞豆之事、則有司存」を踏まえる。

(31) 戸川芳郎、注(3)所掲論文、三七頁を参照。

(実践女子大学非常勤講師)